

○第60回 自治体学校 in 福岡 分科会4報告（2日目）

日本共産党埼玉県議団事務局 小久保剛志

【概要】

日時：2018年7月22日（日） 9：30～16：00

会場：西南学院大学

テーマ：分科会4 会計年度任用職員制度と地方公務員】

【分科会レポート】

分科会では、はじめに明治大学経営学部の黒田兼一特任教授が「会計年度任用職員制度地方校務員」と題して基調講演をおこないました。黒田氏は、会計年度任用職員制度の導入が、政府の公務員削減方針とともに増え続けた様々な脱法的な非正規職員を法的に追認し、さらに拡大させるものとその狙いを解明しました。さらに、この制度は、民間企業で先行した95年の「新時代の『日本の経営』」の公務員版だとし、公務労働でも一部の幹部職員以外について、人件費の抑制のため年功制と終身雇用制度の一扫をめざすものだと強調しました。

とりわけ問題なのは、会計年度任用職員が担うべき業務の内容が明確ではないため、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営原則から大きく逸脱し、際限なく非正規化が進行する危険です。また、正規の常勤職員を、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などに限定する可能性のあり、地方自治や公務員の役割が大きく変質する可能性もある。

喫緊の課題として、会計年度任用職員制度もあくまで限定した業務を対象とするよう求めること、また「労働契約法18条」が適用されない現状をただちに改善させ、5年継続したら正規職員に任用するルールをつくることなどの提起がありました。

講演ののち、磯田英美福岡自治労連執行委員長が「地公法・自治法改正の問題点 『働き方改革』に抗して職場と地域から、学び闘いに立ち上がろう」、緒方純子西宮養護学校介助員労働組合執行委員長が「会計年度任用職員制度導入について～養護学校職場からの報告」、仁木将大阪自治労連組織部長が「地方公務員法・地方自治法の改正『会計年度任用職員制度』の導入で公務労働はどうなるのか—よりよい働き方・自治体づくりをめざしたとりくみ」についてレポート報告を行いました。さらに、参加者からの質問や意見に応えながら、会計年度任用職員制度への理解を深めていきました。

【今回の分科会で学んだこと】

- ① 会計年度任用職員制度では、再雇用の期待権が認められないので、労働契約法18条にあたるような5年継続正規雇用ルールを早急に実現することが重要なたたかいだということ

- ② 非正規の職員は再雇用への不安が常にあるため職場でも弱い立場におかれ、声をあげにくい。正規職員の公務労働組合が県当局との交渉でもっともっと自分たちの問題として取り組む必要があること
- ③ 国民のほとんどが、公務労働での非正規職員の広がりなど実態を知らない。公務労働の非正規化の広がりには確実に住民サービスの低下につながっている。公務労働の実態についてもっとリアルに告発し、公務員の非正規化をくい止めていくことが重要であること
- ④ 少なくとも様々な形態で非正規職員として働いている人たちの雇用の継続、不利益変更禁止などは当局に当然求めていくこと

たたかひの出発点は、公務労働の実態の告発、発信から。市民、県民にもっともっと知ってもらう努力をしていかないといけないと強く思いました。